

クラウドサービス用パソコン賃貸借契約書（案）

福岡県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、受注者所有のクラウドサービス用パソコン（以下「機器」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（機器の品名、数量等）

第1条 賃貸借する機器については、別紙「クラウドサービス用パソコン賃貸借仕様書」のとおりとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結の日から令和7年10月31日までとする。

2 賃貸借期間は、令和6年11月1日から令和7年9月30日までとする。

（賃貸借の目的）

第3条 発注者は、賃貸借物件（第1条により規定する機器をいう。以下同じ。）を発注者の職員の業務の用に供し、使用するものとする。

（賃貸借料）

第4条 契約金額（賃貸借に関する料金並びに保守及び回収など、この契約による経費を含む。以下「賃貸借料」という。）は、総額 円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額 円）とする。ただし、賃貸借料の月額及び年額は次のとおりとする。

令和6年度（令和6年11月1日から令和7年3月31日まで）

年額 円（うち消費税等の額 円）

月額 円（うち消費税等の額 円）

令和7年度（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）

年額 円（うち消費税等の額 円）

月額 円（うち消費税等の額 円）

（請求及び支払）

第5条 第4条に定める賃貸借料は月払いとし、受注者は、賃貸借物件の使用終了月分の賃貸借料をその翌月以降に発注者に請求し、発注者は、受注者から適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 賃貸借期間に1ヶ月未満の端数が生じたときは、当月の賃貸借料は次式により算出した額とする。

月額賃貸借料÷当月の暦日数×当月使用可能日数（閉庁日を含む。）＝当月の賃貸借料

なお、賃貸借料に円位未満の端数が生じた場合、円位未満は切り捨てるものとする。

（消費税等）

第6条 税率の改定その他の事由により消費税等の額の算定方法に変更が生じた場合には、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

2 消費税等の額の調整は、その年度の最終支払のときに行うものとする。

(契約保証金)

第7条 福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第170条により減免できる場合のほかこれを徴する。

(賃貸借物件の維持管理等)

第8条 発注者は、善良なる管理者の注意をもって、賃貸借物件を管理しなければならない。

2 受注者は、発注者の責めに帰することのできない事由（失火の場合は軽過失を含む。）により賃貸借物件が滅失又はき損した場合は、発注者に対して損害賠償の請求はしないものとする。

(再委託の禁止)

第9条 受注者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

(損害保険)

第10条 受注者は、賃貸借物件に対して、この契約期間中継続して新価特約付動産総合保険を付保するものとし、発注者は、盗難等の事故が発生したときは、速やかにその旨を報告するものとする。

(遅滞損害金)

第11条 受注者の責めに帰する事由により第2条第2項に定める賃貸借期間までに引渡しを完了することができない場合においては、発注者は損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅滞日数に応じて1年につき契約金額の2.5パーセントに相当する額とする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、受注者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の賃貸借料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、賃貸借料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(契約不適合責任)

第13条 発注者は、受注者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者が必要と認める方法により修補又は履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求す

ることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 発注者は、受注者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 発注者は、納品時から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第14条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対してその損害を請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定により解除しようとするときは、その1ヶ月前までに書面をもって行うものとする。

(発注者の催告による解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

三 正当な理由なく、第13条第1項の履行の追完がなされないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、賃貸借料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

3 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告によらない解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
 - 二 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
 - 三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
 - 四 解散、合併、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
 - 五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
 - 二 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 四 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 六 第19条又は第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 七 第12条第1項の規定に違反して賃貸借料債権を譲渡したとき。
 - 八 第12条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
 - 九 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。
- 3 前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、賃貸借料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団排除)

- 第17条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

- 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第1号又は第2号に該当することを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、賃貸借料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
 - 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 前三条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

- 第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

（受注者の催告によらない解除権）

- 第20条 受注者は、仕様変更等により賃貸借料の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条 第19条第1項又は前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（賃貸借物件の回収）

第22条 本契約の賃貸借期間が終了し、又は賃貸借を解除された場合は、受注者は賃貸借

物件を速やかに回収しなければならない。なお、これにかかる費用は受注者が負担するものとする。

- 2 前項の場合、受注者は賃貸借期間終了から1ヶ月以内に、発注者の承認を得た方法で賃貸借物件である機器の内部記憶装置内のデータを復元できなくなるよう処理しなければならない。

(秘密の保持)

第23条 受注者（第9条により受注者の業務を再委託された者を含む。以下、この条及び次条において同じ。）は、この契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。さらに、自らの利益のために利用してはならない。

- 2 発注者は、この契約の履行に際し知り得た受注者の技術的な秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 3 本条の定めは、この契約終了後も有効に存続する。

(個人情報の保護)

第24条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第25条 この契約の締結に要する費用は受注者の負担とする。

(紛争の処理)

第26条 この契約に関して生じた紛争については、発注者の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(協議)

第27条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 福岡県
代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

受注者 住 所

会 社 名

代 表 者 名

保有個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、発注者が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第2 受注者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 受注者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

（作業場所等の特定）

第3 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

（秘密の保持）

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（持出しの禁止）

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、発注者から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

（複写又は複製等の禁止）

第7 受注者は、この契約による事務を処理するため、発注者の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 受注者は発注者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 受注者は、発注者から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 受注者は、上記のほか、発注者から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第14 受注者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて発注者に報告し、発注者の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 受注者は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、発注者に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 受注者は、第1項の事案が発生した場合であって、発注者から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、発注者の指示に従うこと。

(調査)

第 15 発注者は、受注者に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

(指示及び報告)

第 16 発注者は、必要に応じ、受注者に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第 17 受注者は、発注者から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、発注者に報告するものとする。

(運搬)

第 18 受注者は、この契約による事務进行处理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第 19 発注者は、受注者が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。